

～事業主の皆様へ～

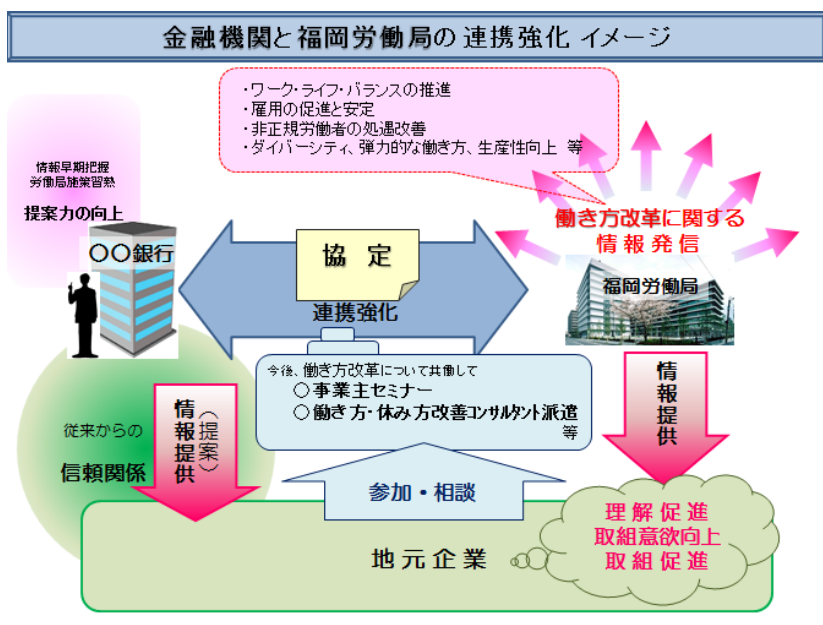
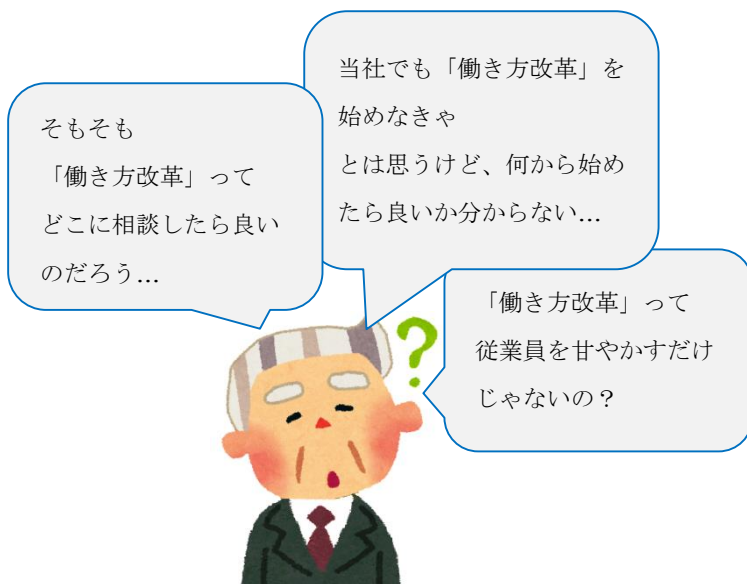
福岡労働局は金融機関とも連携を図っています

－「働き方改革」の推進を目指して－

働き方改革については、社会的にも注目され、大企業を中心に一定の取り組みが進んでおります。一方、中小企業においては、取組の必要性は感じながらも「何から手を付けたら良いかわからない」「どこに相談したら良いかわからない」等手をこまねいておられる事業主が少なくありません。

時折「行政は敷居が高い」と苦言を頂戴することもございます。一方、各金融機関におかれては、日頃より、取引関係を通じ地元企業等事業主と信頼関係を築き経営に関連する様々な情報も共有されておられます。

行政の説明がなかなか届かなくとも、信頼関係のある金融機関の担当者からのご提案ならば、事業主の琴線に響き取組意欲も湧くと期待しています。



労働局は、労働団体、経済団体などを通じ多方面に働き方改革についても情報発信しておりますが、金融機関との連携を強化することによって職員様に助成金等労働局の施策を理解いただく事により、人手不足等地元事業主様のお悩みに応じたご提案がなされる様「働き方改革に係る包括連携に関する協定」を締結しています。今後、金融機関との協議により、事業主向けセミナーの共同開催や、金融機関が把握されたお悩みの事業主への「働き方・休み方改善コンサルタント」等の派遣など具体化させていきます。

【1】平成30年2月7日 筑邦銀行 と連携協定を締結しました

- プレスリリース → [こちら](#)
- 協定書(写) → [こちら](#)
- イメージ図 → [こちら](#)